

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	調整給付の支給要否を判定する必要がある者	
	その必要性	調整給付の支給対象者を把握し、迅速かつ正確な給付金事業を実施するため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (公金受取口座情報、支給口座情報)
	その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:支給要件確認のために保有 ② 口座情報:給付金の支給口座の確認を行うために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和6年6月10日	
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局総務部調整担当課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 (デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課、 財政局税政部市民税課) ☒ 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	☒ 住民基本情報 (入手元)デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 (入手頻度・時期)随時 ☒ 地方税関係情報 (入手元)財政局税政部市民税課 (入手頻度・時期)対象者抽出時 ☒ 公金受取口座情報 (入手元)デジタル庁 (入手頻度・時期)対象者抽出時	
④入手に係る妥当性	入手頻度は必要最小限に限り、それぞれ以下のとおり入手している。 ☒ 住民基本台帳情報 支給対象者となる者を把握するために、住民基本台帳システムから入手している。 ☒ 地方税関係情報 支給対象者となる者を把握するために、住民税システムから入手している。 ☒ 公金受取口座情報 支給対象者について市中間サーバーを使用し、情報提供ネットワークシステムを通じて入手している。	
⑤本人への明示	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条(令和3年法律第38号)において、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができることが規定されている。	
⑥使用目的 ※	調整給付の支給対象者を把握し、迅速かつ正確な給付金事業を実施するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市保健福祉局総務部調整担当課
	使用者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	調整給付の支給口座を照会するために使用する。	
	情報の突合 ※	—
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	令和6年7月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		☐ 委託しない ☐ 委託する () 件		<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1					
①委託内容					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		☐		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※					
その妥当性					
③委託先における取扱者数		☐		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()			
⑤委託先名の確認方法					
⑥委託先名					
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐		<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				
委託事項2～5					
委託事項6～10					

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件　[] 移転を行っている（ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム　　　　　[] 専用線 [] 電子メール　　　　　　　　　　　　　　　[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ　　　　　　　　　　　[] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<札幌市における措置> 1 本給付金事務においては、情報提供ネットワークシステムを用いて公金受取口座情報を取得する。 2 情報照会内容、情報照会結果は、市中間サーバーに保管される。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。														
②保管期間	期間	<選択肢> <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr></table> [1年未満]			1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年													
4) 3年	5) 4年	6) 5年														
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上														
10) 定められていない																
	その妥当性	情報提供ネットワークシステムの情報照会内容、情報照会結果は、保存期間後に市中間サーバーが自動で削除する。保存期間については、地方公共団体情報システム機構が別途示すこととなっている。														
③消去方法		<札幌市における措置> 1 情報提供ネットワークシステムの情報照会内容、情報照会結果は、保存期間後に市中間サーバーが自動で削除する。保存期間については、地方公共団体情報システム機構が別途示すこととなっている。 2 誤った情報照会等により情報照会結果を残しておくのが不適切な場合には、業務担当者が、照会結果を削除することとなっている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。														
7. 備考																
—																